

令和5年度

東広島市造賀財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

東広島市監査委員

(注)

- 1 金額の表示及び端数処理は、次のとおりである。
 - (1) 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。
 - (2) 表中の金額は、円単位又は千円単位で表示し、千円単位の場合は、原則として単位未満の値を四捨五入した。
- 2 上記以外の数値は、原則として整数で表示し、小数点以下の値を四捨五入した。
- 3 符号等の用法は次のとおりである。
 - 「△」 …………… 負数
 - 「0」「0.0」 …………… 該当数値がないもの又は該当数値はあるが、表示未満のもの
 - 「-」 …………… 該当項目がないもの又は算出不能なもの

東広監委第22号

令和6年9月18日

東広島市長 高垣 廣徳 様

東広島市監査委員 重河 格
同 五丁和夫
同 坂元百合子
(公 印 省 略)

決算審査意見について

地方自治法第233条第2項並びに同法施行令第5条第2項及び第3項の規定により、審査に付された令和5年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

決算審査意見

第1 審査の対象

令和5年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳出決算
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
令和5年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳出決算書、
歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

東広島市造賀財産区については、令和6年第1回東広島市造賀財産区議会定例会において財産の処分及び東広島市造賀財産区議会設置条例の廃止が議決され、令和6年3月31日をもって廃止された。これに伴い打ち切られた令和5年度東広島市造賀財産区特別会計歳入歳出決算について、地方自治法233条第2項並びに同法施行令第5条第2項及び第3項の規定により、決算審査を行ったものである。

第2 審査の期間

令和6年4月22日から令和6年9月6日まで

第3 審査の着眼点

上記の歳入歳出決算書及びその附属書類は法令に適合して作成されているか、計数は正確であるか、かつ、予算の執行は適正であるか。

第4 審査の実施内容

市長から送付された歳入歳出決算書及びその附属書類の内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合することにより審査した。また、予算の執行状況については、例月出納検査の結果等を参考とし、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

なお、審査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 審査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、歳入歳出決算書及びその附属書類の計数は、関係諸帳簿等と符合し、正確であったが、経理の一部において不適切な処理が行われているのを認めた。

歳入歳出決算及び審査意見は、次のとおりである。

1 決算の状況

決算の状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分	令和5年度	令和4年度	対前年度	
			増減額	増減率
歳入	6,883,216	8,029,782	△ 1,146,566	△ 14.3
歳出	3,222,424	4,446,566	△ 1,224,142	△ 27.5
歳入歳出差引額	3,660,792	3,583,216	77,576	2.2

決算額は、歳入総額 688 万円、歳出総額 322 万円で、歳入歳出差引額は 366 万円である。剰余金 366 万円については、全額を東広島市に譲渡している。

歳入の内訳は、繰入金 330 万円、繰越金 358 万円であり、歳出の内訳は、議会費 144 万円、総務費 178 万円である。

2 財産の状況（令和6年3月末日現在）

財産の状況は、次表のとおりである。

区分	単位	令和5年度	令和4年度	対前年度増減
山林	m ²	462,519	515,670	△ 53,151
土地（山林を除く）	m ²	93	7,491	△ 7,398
建物	m ²	1,186	1,186	0
出資による権利	千円	80	80	0
基金	千円	0	3,300	△ 3,300
現金	千円	0	3,300	△ 3,300

山林及び土地は、東広島市普通財産との重複分等を減じたことから、当年度末現在高は、山林が 462,519 m²、土地が 93 m²である。

基金は、330 万円を取り崩したことにより、皆減した。

3 むすび

当財産区は造賀地区内に土地、建物を有し、地域の山林の維持管理等を実施してきたが、近年は歳出超過により基金の取崩しが継続化し、令和6年度以降の運営費において資金不足が見込まれることから、令和6年3月31日をもって廃止している。土地、建物、現金及び出資による権利など、当財産区が有していた財産については、令和6年4月1日に東広島市に譲渡された。

なお、今回の決算審査に当たり、当財産区が整備した恋文字公園の利用に際し、料金を徴収していたにもかかわらず、当財産区の収支に計上されていなかった事が判明した。

これらも踏まえ、市においては今後、当財産区から引き継いだ資産について、適切に管理されたい。

(造賀財産区)